

資料 4

2020年10月21日

金融審議会、「第3回、銀行制度等WG」意見

岡三証券

グローバルリサーチセンター

理事長 高田 創

業務範囲規制

コロナショックでは「コロナ7業種」を中心とした地域の膨大かつ多岐にわたる業種の企業の再生、事業構造改革を地域銀行自らが主体的に取り組めるインフラを整える必要がある。

同時に、地域銀行は地域のなかでリレーションや人材ネットワークを活用できる余裕を有するだけに、地域経済再生に資する業務という定義の下、グループ全体でシームレスに再生関連業務を行うことができる制度設計が望ましい。

以上の観点から、銀行の子会社や兄弟会社が、銀行業高度化会社に係る「一定類型の業務」として、地域に必要となる経営人材、地域の高度人材の派遣業務も認めるべきと考えられる。

今日、地域銀行を取り巻く環境は、地域経済の衰退や、企業の資金余剰に超低金利状況も加わり、戦後の基本的ビジネスモデルであった銀行預貸モデルが成り立たなくなる構造不況状況にある。

以上の環境下、地域銀行が地域に貢献しうる持続的環境を実現するには、一層の合理化・効率化による対応が不可欠になる。

係る観点から、従属業務においてもシステムやバックオフィスの共同化に資する対応に制約が生じるものを極力改善していく必要がある。

そこで、収入依存度規制に関し、複数のグループからの収入の合計が90%以上という条件は50%にまで引き下げる緩和措置が妥当と考える。また、関連法人まで拡大すべきと考える。

外国子会社・外国兄弟会社の業務範囲

今日、世界的な金利水没下、グローバルに金融機関はLED戦略とすべく、多様な業務分野に活動を広げる状況にある。すなわち、長期的視点で、海外にフロンティアを向け、業務の多様化を志向する潮流にある。邦銀もそのなかで、海外分野へのフロンティアを拡大することは重要であり、その範囲を、多様な業務分野に拡大している。また、日本企業全体のビジネスモデルも多様な投資的な拡大での総合商社的なあり方に転じており、グローバルな投資の好循環によって新興国も含めた世界経済の底上げに貢献す

る状況になっている。

係る観点から見て、銀行・銀行グループによる更なるグローバル経済への貢献のためにも、リース業やカード業等を営む外国の会社は、現地での金融包括も期待されるだけに、一定の条件の元で、買収後 10 年にわたり業務範囲規制の運用を猶予することは妥当と考える。

銀行主要株主規制

一般事業者の銀行業への参入は 2000 年前後、銀行の不良債権処理に伴う深刻な資本不足に伴い、一般事業者の資本を金融業に取り込むという時代の要請が存在した。

しかも、流通系を中心としたネットワークの活用といった利点も後押しした。

これまでのところ、利用者に相応の利便性を提供し、一般銀行との住み分けができた状態にもあるなか、規制上はイコールフットィングではない状況であるが、それが長らく許容されてきた状況と認識される。

一方、デジタルプラットフォーマーが巨大化するなか、そうした主体が銀行を保有することも将来的には想定される。従って、今後の対応については、社会経済環境の変化を踏まえた上で必要に応じて一定の規制を行うことも想定してもいいと考えられる。また、イコールフットィングになっていない状況は銀行が「強者」で支配力を有するという暗黙裡の前提が存在していたが、銀行の立場が転換した中、レベルを合わせた規制体系へのシフトが望まれる。ただし、そこでは銀行が預金を受け入れ、充実したセーフティネットが存在することは念頭に置く必要がある。

以上